

未熟児養育医療の申請をされる保護者の皆様へ



1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれた、入院が必要な新生児の医療費を公費で負担し、健やかな成長を支援する制度です。

申請が承認されると「養育医療券」をお送りしますので、お子さんが入院されている病院へ提出してください。

なお、受給中に住所や加入する医療保険の変更があった場合は、京丹後市子育て支援課までお知らせください。

2 自己負担金について

未熟児養育医療では、世帯の所得に応じ自己負担金を支払っていただくことになっています。自己負担金の納入通知は、病院から京丹後市へ請求があってから送付しますので、入院月から2～5か月程度遅れます。

納入通知書が自宅へ郵送されましたら、最寄りの金融機関・郵便局または市民局（峰山を除く）でお支払いをお願いします。

なお、入院中は、医療費と食事代のお支払いはありませんが、おむつ代など保険適用外のお支払いは必要となります。

※入院月・退院月の自己負担金は入院日数によって日割り計算されます。

3 他の公費負担制度(子育て支援医療制度)との関係

「自己負担金」の一部は「子育て支援医療制度」から助成されますので、保護者様が実際にお支払いされる額は1か月200円となります。ただし、自己負担金が高額療養費限度額を超える場合は、食事代の負担が発生します。

(1) 自己負担金が高額療養費の限度額までの場合

保護者様負担額 200円

例) 自己負担金が34,800円と決定され、子育て支援医療制度から助成された場合
(本来保護者様の負担する額が、医療費60,000円、入院食事代41,400円の場合)

自己負担金 34,800円 - 子育て支援医療制度負担額 34,600円 = 保護者様負担額 200円

			<input type="checkbox"/> 枠が本来保護者様の負担額 60,000円	
医療費	医療保険 負担分(8割分)	25,200円 (養育医療制度負担)	34,600円 (子ども医療制度負担)	200円 (保護者様)
食事代	医療保険 負担分	41,400円 (460円×90回) (養育医療制度負担)		

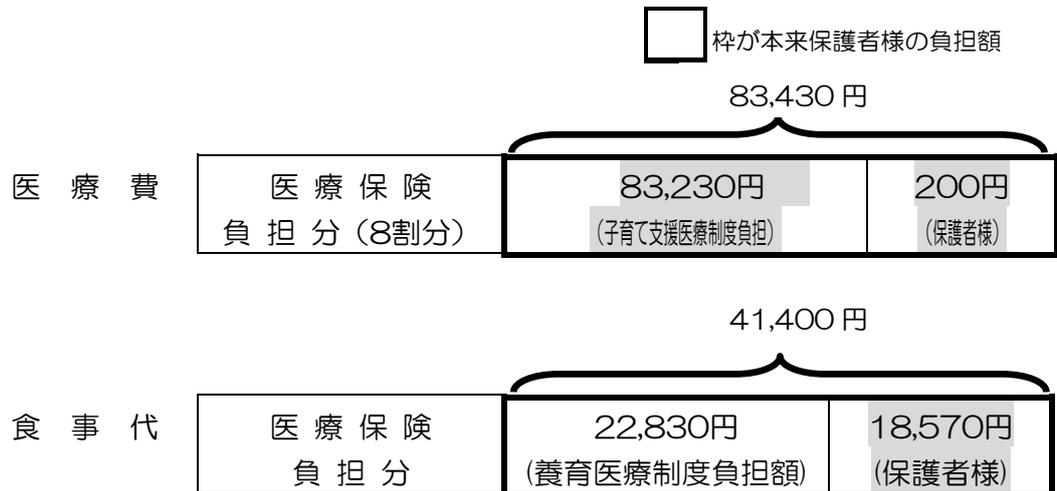
(裏面もご覧ください)

(2) 自己負担金が高額療養費の限度額を超える場合

保護者様負担額 200円+食事代(自己負担金-高額療養費限度額)

例) 自己負担金が102,000円と決定され、子育て支援医療制度から助成された場合
(総医療費が600,000円で本来保護者様の負担する額が、医療費83,430円(この場合での高額療養費の限度額)、食事代41,400円の場合)

- ① 高額療養費限度額83,430円-子育て支援医療制度負担額83,230円=保護者様負担額200円
- ② 自己負担金102,000円-高額療養費限度額83,430円=食事代として18,570円を負担していただきます。
- ③ 保護者様負担額200円+食事代18,570円=保護者負担額合計18,770円



4 お問い合わせ先

〒627-0012

京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

福祉事務所内

こども部 子育て支援課 電話 0772-69-0370

